小鹿野町店舗・住宅リフォーム助成金交付要綱の特例を定める要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、近年増加している熱中症の被害の低減を図るため、冷房機能を伴う機器（以下「冷房機器」という。）の設置工事を行う者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、小鹿野町店舗・住宅リフォーム助成金交付要綱（平成３１年小鹿野町告示第３４号。以下「要綱」という。）の特例を定めるものとする。

（助成対象者及び助成対象住宅の特例）

第２条　この告示による助成対象者は、要綱第３条第１項の規定に掲げる個人とする。

２　助成金の交付対象となる住宅は、助成対象者が対象住宅に入居した時点から、冷房機器を設置したことがないことに加え、次に掲げる各号のいずれかに該当する既存住宅とする。

(1) 助成対象者が所有し、自らが居住している住宅

(2) 助成対象者が賃借して居住し、リフォーム工事の施工に関して所有者の承諾がある住宅

（助成対象工事の特例）

第３条　この告示による助成対象工事は、要綱第５条第２項の規定にかかわらず、前条第２項の規定に該当する住宅に限り、冷房機器の設置工事を対象とする。

（助成対象経費の額の特例）

第４条　この告示による助成対象経費の額は、要綱第６条の規定にかかわらず、３万円（消費税を含む。）以上の額とする。

（助成金の額の特例）

第５条　この告示による助成金の額は、要綱第７条第１項の規定にかかわらず、助成対象経費の２分の１以内の額（千円未満切捨て）で、５万円を上限とする。

　（助成の申請の特例）

第６条　この告示による助成の申請は、要綱第８条の規定に掲げる書類に加え、誓約書（様式第１号）を添えて、町長に申請しなければならない。

　（その他）

第７条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。

　（失効に伴う経過措置）

３　この告示の失効前に、第６条の規定により交付申請を行った者に対する助成

　金の交付決定その他の措置については、令和５年４月１日以降もなおその効力を有する。

別記様式（第６条関係）

　小鹿野町長　　　様

誓　約　書

　店舗・住宅リフォーム助成金を申請するにあたり、次のとおり誓約します。

１　申請の住宅においては、申請者が入居してから当該助成金の申請時点までに冷房機器を設置したことがありません。

２　申請の工事は、既存の冷房機器の修理・交換ではありません。

３　町から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。

４　虚偽の申請であると判明した場合には、小鹿野町店舗・住宅リフォーム助成金交付要綱第１４条に基づき、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付された助成金を返還することについて、異議ありません。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名